外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一

一～五　（略）

六　その他（十二職種十九作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
ゴム製品製造	成形加工作業	ゴム製品製造技能実習評価試験	一般社団法人日本ゴム工業会
	押出し加工作業		
	混練り圧延加工作業		
	複合積層加工作業		
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装作業	鉄道車両整備技能実習評価試験	一般社団法人日本鉄道車両機械技術協会
	空気装置検修・解ぎ装作業		

七　（略）

別表第二

一～六　（略）

七　その他（二十職種三十七作業）

職種	作業
（略）	
ゴム製品製造	成形加工作業
	押出し加工作業
	混練り圧延加工作業
	複合積層加工作業
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装作業
	空気装置検修・解ぎ装作業

八　（略）

改正前

別表第一

一～五　（略）

六　その他（十一職種十七作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
ゴム製品製造	成形加工作業	ゴム製品製造技能実習評価試験	一般社団法人日本ゴム工業会
	押出し加工作業		
	混練り圧延加工作業		
	複合積層加工作業		
（新設）			

七　（略）

別表第二

一～六　（略）

七　その他（十九職種三十五作業）

職種	作業
（略）	
ゴム製品製造	成形加工作業
	押出し加工作業
	混練り圧延加工作業
	複合積層加工作業
（新設）	

八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。